

## 林業構造改善事業推進資金融通措置要綱

[令和5年3月30日付け4林政企第81号農林水産事務次官依命通知]

最終改正 令和7年3月31日付け6林政企第134号

### 第1 趣旨

本要綱は、林業構造改善事業推進資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第5の2及び平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）第19号に掲げる資金をいう。以下同じ。）の融通について定めるものであり、補助事業と一体となった計画に基づく素材生産施設、林産物処理加工施設、森林レクリエーション施設等の整備のための資金を融通することにより、林業経営の規模の拡大、地域森林資源の活用等を推進し、林業及び木材産業の構造改善並びに地域林業の振興に資することを目的とする。

### 第2 資金の内容

林業構造改善事業推進資金の貸付対象者及び貸付金の使途は次に掲げるとおりであり、その詳細は本要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。

#### 1 貸付対象者

林業構造改善事業推進資金の貸付対象者は次に掲げる者（非補助事業に係る貸付けについては、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により公表された民間事業者又は同法第37条第2項の規定により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者に限る。）とする。

- (1) 林業（育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産事業に限る。）を営む個人及び法人（生産森林組合、農事組合法人、株式会社又は持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）に限る。以下同じ。）
- (2) 森林組合及び森林組合連合会
- (3) 中小企業等協同組合（組合員の50%以上が林業を営む者である場合に限る。）

ただし、非補助事業に係る貸付けについては、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）別表2に規定する森林整備・林業等振興整備交付金に係る事業（高性能林業機械等の整備、特用林産振興施設等の整備又は木材加工流通施設等の整備に係るものに限る。以下同じ。）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）別表に規定する花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業（スギ材の需要拡大対策又は高性能林業機械等の整備に係るものに限る。以下同じ。）又は農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921

号農林水産省農村振興局長通知)の別記3の別表3の要件類別1の第2の1の(2)及び要件類別2の第2の1の(2)に規定する事業(以下「農山漁村に係る森林空間総合利用事業」という。)の実施地域において、林業生産物の生産又は組合員の生産する林業生産物を主とする流通、販売若しくは加工を目的とするものに限る。

- (4) (1)から(3)までに掲げる者、農業協同組合並びに農業協同組合連合会がその構成員又は資本金(基本財産を含む。)につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体((1)から(3)までに掲げる者、農業協同組合並びに農業協同組合連合会がその構成員又は資本金(基本財産を含む。)につき地方公共団体に係るものを含む全体の3分の1以上を占めるものに限る。)

## 2 貸付金の使途

林業構造改善事業推進資金の貸付金の使途は、林業経営の高度化施設等(素材、樹苗若しくは特用林産物の生産、造林又は林産物の処理加工、流通若しくは販売に必要な機械その他の施設、森林レクリエーション施設及び林業生産環境施設をいう。)の整備とし、次に掲げる計画に基づく国庫補助事業又は当該補助事業と一体の計画の下に実施する非補助事業に限る。

- (1) 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「循環成長要領」という。)第2の2の承認を受けた事業計画(以下「事業計画」という。)

ただし、森林整備・林業等振興整備交付金に係る事業に限る。

- (2) 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領(平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知。以下「花粉対策要領」という。)第3の2に基づく承認を受けた都道府県年度事業計画(以下「補正事業計画」という。)

ただし、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業に限る。

- (3) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号。以下「農山漁村法」という。)第5条第1項に定める活性化計画(以下「活性化計画」という。)

ただし、農山漁村に係る森林空間総合利用事業に限る。

## 第3 公庫資金の貸付け

- 1 公庫による事業計画又は活性化計画に係る林業構造改善事業推進資金の貸付決定にあつては、原則として都道府県知事が事業計画又は活性化計画の承認を受けた日の属する年度内に行うものとし、補正事業計画に係る林業構造改善事業推進資金の貸付決定については、都道府県知事が補正事業計画の承認を受けた日の属する年度内又はその次年度内に行うものとする。

ただし、補助事業の効果を高めるため特に補完して非補助事業を実施する必要がある場合又は施設等の整備であり補助事業の実施状況等に鑑み当該非補助事業の実施が著しく先行投資となり不都合が生じる場合は、必要に応じて当該非補助

事業に係る貸付決定期間を2年間延長することができるものとする。

- 2 行政庁及び関係金融機関は、林業構造改善事業推進資金が円滑かつ効率的に融通されるよう配慮するものとする。

#### 第4 公庫への通知

都道府県知事は、森林整備・林業等振興整備交付金に係る事業について循環成長要領第2の2に基づき事業計画の承認を受けたときは別記様式1により、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業について花粉対策要領第3の2に基づき補正事業計画の承認を受けたときは別記様式2により、農山漁村に係る森林空間総合利用事業について農山漁村法第5条第1項に基づき活性化計画の承認を受けたときは別記様式3により、公庫に通知するものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に林業構造改善事業推進資金融通措置要綱(令和5年3月30日付け4林政企第81号農林水産事務次官依命通知)に基づいて株式会社日本政策金融公庫から貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

別記様式 1

番 号  
年 月 日

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁 殿  
(株式会社日本政策金融公庫〇〇支店経由)

都道府県知事 氏名

森林整備・林業等振興整備交付事業に係る融資所要額について

森林整備・林業等振興整備交付金事業に係る〇年度における計画の概要及び日本政策金融公庫資金の融資所要額は次のとおりである。

	メニュー	計画地域名	林業構造改善事業推進資金							そ の 他 資 金						
			事業種目	事業主体	事業費	事業費内訳				事業種目	事業主体	事業費	事業費内訳			
						国庫補助金	その他補助金	公庫資金	その他				国庫補助金	その他補助金	公庫資金	その他
単独融資事業					千円	千円	千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円	千円
補助残融資事業																
計																

(注1) 記載事項は必要に応じて加除すること。

(注2) メニュー欄は、林業・木材産業循環成長対策交付金におけるメニュー名を記入すること。また、2以上のメニューとなるときは、メニューごとに小計を記入すること。

(注3) 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知)に基づく事業計画の写しを添付する場合は、表の記入を要しない。

別記様式 2

番 号  
年 月 日

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁 殿  
(株式会社日本政策金融公庫〇〇支店経由)

都道府県知事 氏名

花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業に係る融資所要額について

花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業に係る〇年度における計画の概要及び日本政策金融公庫資金の融資所要額は次のとおりである。

	メニュー	計画地域名	林業構造改善事業推進資金							そ の 他 資 金						
			事業種目	事業主体	事業費	事業費内訳				事業種目	事業主体	事業費	事業費内訳			
						国庫補助金	その他補助金	公庫資金	その他				国庫補助金	その他補助金	公庫資金	その他
単独融資事業					千円	千円	千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円	千円
補助残融資事業																
計																

(注1) 記載事項は必要に応じて加除すること。

(注2) メニュー欄は、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金におけるメニュー名を記入すること。また、2以上のメニューとなるときは、メニューごとに小計を記入すること。

(注3) 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）に基づく都道府県年度事業計画の写しを添付する場合は、表の記入を要しない。

別記様式 3

番 号  
年 月 日

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁 殿  
(株式会社日本政策金融公庫〇〇支店経由)

都道府県知事 氏名

地域資源活用価値創出対策に係る融資所要額について

地域資源活用価値創出対策に係る〇年度における計画の概要及び日本政策金融公庫資金の融資所要額は次のとおりである。

	メニュー	計画地域名	林業構造改善事業推進資金							そ の 他 資 金						
			事業種目	事業主体	事業費	事業費内訳				事業種目	事業主体	事業費	事業費内訳			
						国庫補助金	その他補助金	公庫資金	その他				国庫補助金	その他補助金	公庫資金	その他
単独融資事業					千円	千円	千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円	千円
補助残融資事業																
計																

(注1) 記載事項は必要に応じて加除すること。

(注2) メニュー欄は、農山漁村振興交付金におけるメニュー名を記入すること。また、2以上のメニューとなるときは、メニューごとに小計を記入すること。

(注3) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に定める活性化計画を添付する場合は、表の記入を要しない。